

【韓国】 地方行政体制改編に関する特別法の成立—地方自治制度再編

海外立法情報課・藤原 夏人

* 2010年9月16日、韓国国会において、「地方行政体制改編に関する特別法案」が可決された。同年10月1日に公布され、一部の条項を除き、同時に施行された。同法の成立により、韓国の地方自治制度が、再編に向けて大きな一歩を踏み出した。

成立の経緯

今回成立した法律は、2009年3月3日に国会が設置を決議した「地方行政体制改編特別委員会」が、約1年間の活動の末に2010年4月27日にまとめた委員会案に基づいている。高費用・低効率の原因とされる地方自治の多層構造の改革、行政区画と生活圏の不一致の解消、地方公共団体間の不均衡の是正により、実効性のある地方分権と地方自治を実現し、地方の競争力を高めることを目標としている。当初の委員会案には、特別市と広域市に設置された自治区の議会を廃止することが盛り込まれていたため、野党の反対が強く、法制司法委員会への上程ができない状態が続いていたが、廃止を一旦棚上げにすることで与野党が合意し、今回の成立に至った。

法律の概要

全4章で、本則40か条と附則4か条からなる。概要は次のとおりである。

第1章 総則(第1条～第5条)

総則では同法の目的を「行政環境の急速な変化に応じて、現行地方行政体制を改編するための推進機構、手続、基準、範囲、国の支援等を規定することにより、地方の強化、国際競争力の向上、並びに住民の利便及び福利増進に寄与すること」と定め(第1条)、地方自治制度再編の基本的な方向性を提示している(第3条)。

第2章 地方行政体制改編推進委員会等(第6条～第11条)

大統領の下に地方行政体制改編推進委員会(以下「改編委員会」)を設置する(第6条、第7条)。改編委員会は2012年6月30日までに、地方行政体制改編に関する総合的な基本計画(以下「基本計画」)を大統領と国会に提出しなければならない(第9条)。改編委員会は2014年12月31日まで存続する(第10条)。

第3章 地方行政体制改編の基準及び範囲(第12条～第22条)

特別市及び広域市は、地方公共団体として存置する(第12条)。改編委員会は特別市及び広域市内の自治区及び郡の地位、機能等に関する改革案を基本計画に含めなければならない(第13条)。委員会案に規定されていた自治区の議会の廃止については、改編委員会で引き続き議論されることとなり、結論が先送りされた。

道については地方自治団体として存置はするが、その地位、機能の再定義等を含めて、改編委員会が改革案を準備し、2014年に実施される地方選挙の選挙日の1年前ま

で、大統領及び国会に報告しなければならない（第 14 条）。

市、郡、区については、統合が必要な場合は、国は統合を支援しなければならない、統合に当たっては道、市、郡、区の境界の制限を受けない（第 15 条）。改編委員会は市、郡、区の統合のための基準を作成、公表し、市、郡、区の統合案を基本計画に含めなければならないが、地方公共団体の長、地方議会又は一定数以上の住民は、大統領令が定めるところにより、近隣自治体との統合を改編委員会に建議できる（第 17 条）。住民投票等により統合の意思が確認されたときは、関係自治体の長は、共同で統合推進共同委員会を設置しなければならない（第 18 条）。

下部行政単位の邑、面、洞については、草の根自治の活性化と民主的参加意識を高めるため、当該行政区画内の住民で構成される住民自治会を設置することができる（第 20 条）。その設置及び運営に関して必要な事項は、別に法律で定める（第 22 条）。

第 4 章 統合地方公共団体及び大都市に対する特例等（第 23 条～第 40 条）

統合する地方公共団体に対する不利益の排除、公務員に対する待遇の保障、統合費用支援、財政支援等、各種の特例や優遇措置を定めている（第 23 条～第 32 条）。特別市及び広域市に該当しない人口 50 万人以上の大都市（人口 30 万人以上で面積が 1000 平方キロメートル以上の自治体を含む）及び 100 万人以上の大都市については、関係法令の定めるところにより、行財政運営等に関して特例を設けることができる（第 33 条）。さらに、人口 100 万人以上の大都市については、現在広域自治体が担っている消防事務等の処理も行えるようになる（第 34 条）。

また、国が地方分権を推進すべき旨が規定され（第 37 条）、特別地方行政機関（国の地方行政機関）を置く中央行政機関の長は、この法律の施行日から 1 年以内に、特別地方行政機関の事務を地方公共団体に委譲するための計画を改編委員会に提出しなければならない（第 39 条）。さらに国は教育自治と地方自治の統合のために努力し、自治警察制を実施しなければならない（第 40 条）。

今後の展望

地方自治制度の再編には様々な政治的思惑が交錯するため、多層構造の改革や基礎自治体の広域化がどのように進められていくのかは予測が難しい。また、この法律の目指す方向性が、必ずしも行政の効率化には結びつかないとの指摘もある。国政選挙や地方選挙に与える影響も甚大であり、今後の改編委員会での議論が注目される。

参考文献（インターネット情報はすべて 2010 年 10 月 20 日現在である。）

- ・「지방행정체제 개편에 관한 특별법안(대안)」(地方行政体制改編に関する特別法案(代案))
<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_X1Y0F0U4M2S6Q1P7L5U6N4U4W9F7J7>
- ・李貞滿(イ・ジョンマン)「韓国における地方行政体制改編論の争点と課題」『GRI 논총』(GRI 論叢)12 卷 1 号, 2010, pp.5-24. <http://www.gri.re.kr/korea/jsp/publication/periodical_forum_list.jsp?fnum=02&snum=02&kindCode=10> より